

「経營業務管理要件」及び「必要書類の取扱いの変更」について

1 従来の「経營業務管理責任者」（以下、「経管」という）の要件が変わりました

- ◆ 「常勤役員等」のうち一人が(1)か(2)いずれかに該当する者であることが必要です。
- ◆ 「常勤役員等」の要件に応じて、証明書が(1)と(2)に分かれます。
- ◆ 「常勤役員等」及び「補佐者」については、常勤であることが必要です。
- ◆ 従来の「経營業務管理責任者」を引き続き置く場合は「イ(1)」が該当となります。
- ◆ 詳細及び確認書類等については、**別紙1**をご確認下さい。
- ◆ 「常勤役員等」「補佐者」の変更があった場合は、様式第22号の2「変更届出書」、別紙1「役員等の一覧表」、「別とじ表紙」、下記書類、**別紙1**の書類、前任者の確認資料が必要です。

(1) 規則第7条第1号イ(1)(2)(3)であること（[様式7号](#)及び**別紙**）

イ(1) 役員として5年以上の建設業の経管の経験を有する者

イ(2) 権限の委任を受け準ずる地位として5年以上の建設業の経管の経験を有する者

イ(3) 準ずる地位として6年以上の建設業の経管を補助する業務経験を有する者

※ (1)～(3)のそれぞれの経験は通算可能（イ(3)を含む場合は、6年以上の経験が必要）

(2) 規則第7条第1号ロ(1)(2)であり、直属の「補佐者」をおくこと

（[様式7号の2](#)、[第2面](#)、[第3面](#)、[第4面](#)及び**別紙1**、**別紙2**）

ロ(1) 建設業の役員等の経験が2年以上あり、かつこの経験と合わせて、建設業の役員等又は建設業に関する財務管理・労務管理・業務運営のいずれかについて、役員等に次ぐ職制上の地位での経験が合計で5年以上となる者

ロ(2) 建設業の役員等の経験が2年以上あり、かつこの経験と合わせて役員等の経験を5年以上有する者

補佐者 申請会社において、建設業に関する財務管理、労務管理、業務運営の業務経験を、それぞれ5年以上有し、常勤役員等を直接補佐する者（同一人でも3名別々でも可）

※ [「申請会社において5年以上」](#)であるため、設立後5年未満の法人では原則として認められません

2 令和2年10月1日以降の受付から、下記のとおり必要書類の取扱いを変更します

- ◆ 様式第7号または様式第7号の2で「常勤役員等」として届け出た者の氏名等は、別紙一「[役員等の一覧表](#)」及び「[役員等氏名一覧表](#)」へ記入が必要です。

- ◆ 今まで確認資料として提出を求めていた下記資料について**提出不要**とします。

（提出不要とする書類）

- ・ 改正後の常勤役員等及び補佐者、専任技術者、令3条使用人の「住民票」
- ・ 令3条使用人の「委任状の写し」
- ・ 営業所の「地図」
- ・ 未成年者「株主」の「法定代理人」の「登記されていないことの証明書」、「身分証明書」（未成年者「株主」の「法定代理人」の第12号調書について「押印は不要」とします）
- ◆ 今まで[提示のみ](#)としていた保険加入の確認資料について**提出資料**とします

（提出資料とする書類）

- ・ 健康保険・厚生年金保険・雇用保険の加入証明資料